

大気汚染防止法の改正による 石綿規制強化の概要

令和2年12月
[令和3年10月一部改正]
[令和8年1月一部改正]

佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課

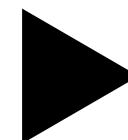
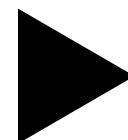
建物・工作物の一生とアスベストの法規制

①建築基準法で
石綿使用制限

建設時

②労働安全衛生法／石綿障害予防規則で
労働者の石綿ばく露防止

使用時



改造・補修時

解体時

- ②労働安全衛生法／石綿障害予防規則で作業者の石綿ばく露防止
- ③大気汚染防止法で周辺環境への石綿飛散防止
- ④建設リサイクル法で石綿等の建材付着物の確認・事前除去、分別解体等
- ⑤廃棄物処理法で廃棄物の適正処理

②と③が改正され、R3.4.1から段階的に規制が強化

目次

- 1 石綿(アスベスト)の基礎知識
- 2 大気汚染防止法の改正による石綿規制強化
- 3 石綿障害予防規則の改正による石綿規制強化
- 4 参考

※ 本資料では、「石綿(いしわた、せきめん)」と「アスベスト」を同じ意味で使用しています。

| 石綿の基礎知識

石綿(アスベスト)とは

- 天然に産出する纖維状ケイ酸塩鉱物の総称
①クリソタイル(白)、②アモサイト(茶)、③クロシドライト(青)、
④アンソフィライト、⑤トレモライト、⑥アクチノライト 全6種類
- 纖維が極めて細かい(髪の毛の1/5,000程度) *普通のマスクでは防げない
- 安価で、耐熱性、耐摩耗性等、優れた性質
- 製品の種類は3,000以上、うち9割以上が建材製品
- 昭和30年頃から使用が一般化し、工場・ビル等から一般住宅まで広く使用
- 平成18年9月以降は、石綿製品等の新たな製造・輸入・使用等は禁止
(工業プラント等で使用されるガスケット・パッキンは平成24年まで猶予措置あり)

平成18年8月以前の建築物の
ほとんどでアスベスト使用あり

クリソタイル(白石綿)



アモサイト(茶石綿)

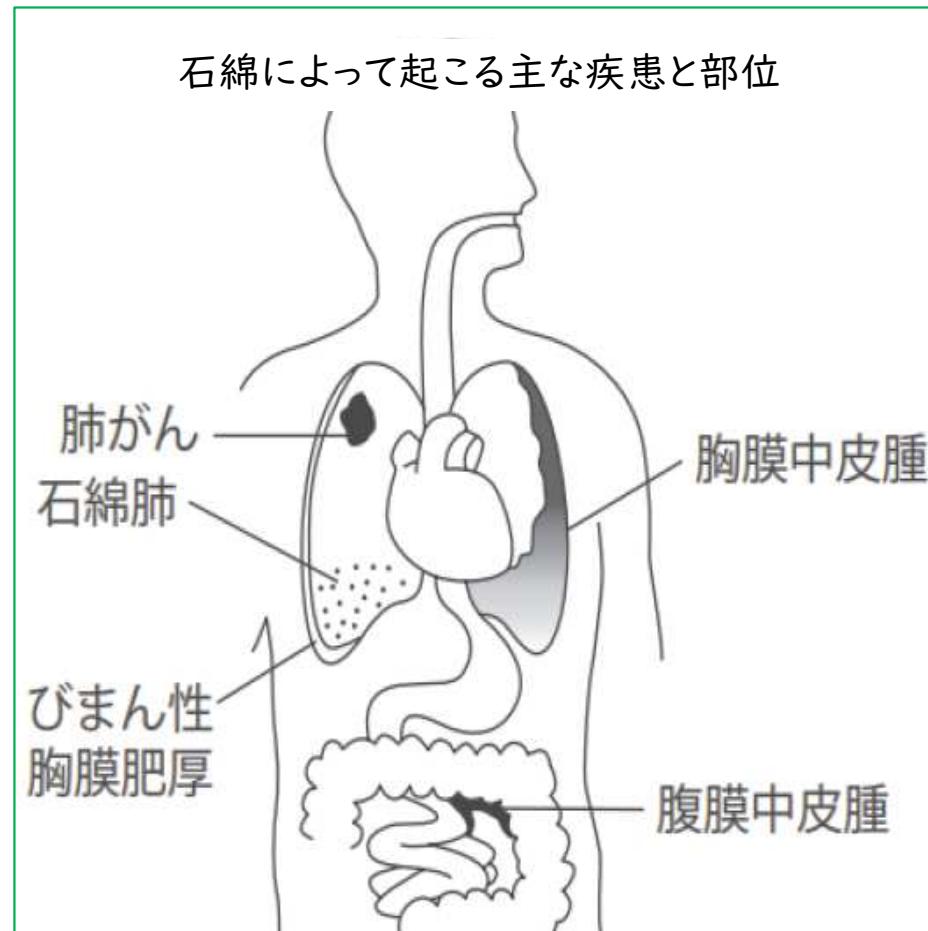


クロシドライト(青石綿)



石綿の問題点（人体への影響 その1）

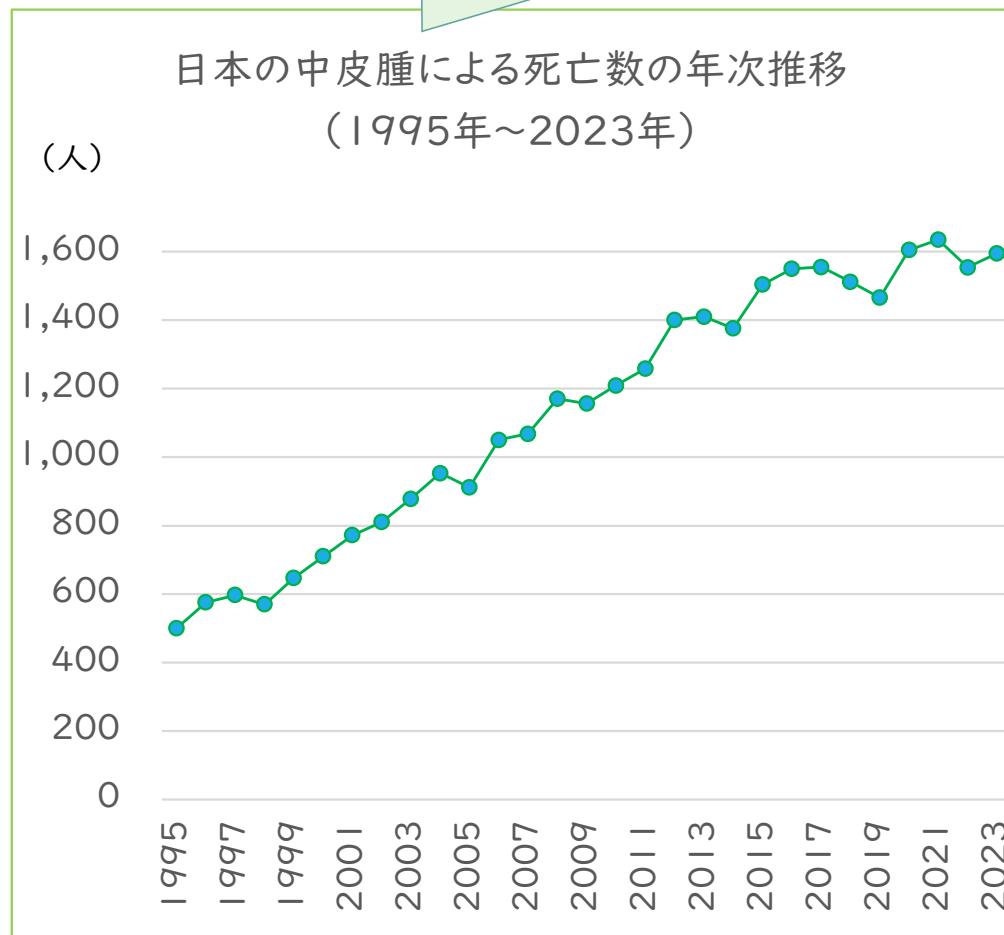
- 吸引により、中皮腫、肺がん等の深刻な健康被害を引き起こす危険性
- 発症した場合には、多くの方が1、2年程度で亡くなられるような重篤な疾患



出典：独立行政法人環境再生保全機構ホームページ

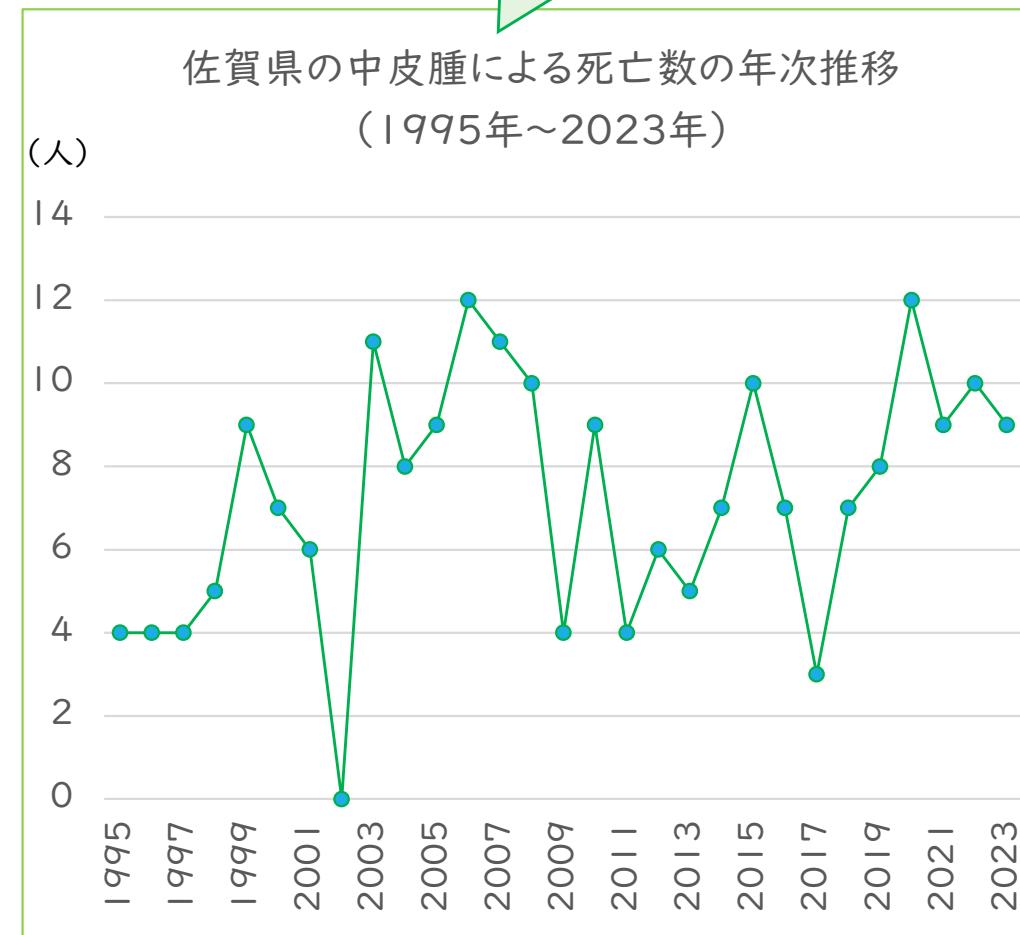
石綿の問題点（人体への影響 その2）

全国では1995年の500人から
約20年間で約3倍



出典：厚生労働省「人口動態統計」

佐賀県でも
ほぼ毎年発生



出典：厚生労働省「人口動態統計」

民間建築物の年度別解体棟数(推計)

- 解体工事件数は、今後増加し、令和10年頃ピーク
- 石綿飛散防止の徹底が必要



石綿含有建材の種類【R3.4.1～】

建材の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材	その他の石綿含有建材
レベル分類	レベル1	レベル2	レベル3
発じん性	著しく高い	高い	比較的高い
建材の具体例	1 吹付け石綿 2 石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） 3 石綿含有バーミキュライト（ひる石）吹付材 4 吹付け含有パーライト等	1 屋根裏用折版断熱材 2 煙突用断熱材 3 石綿保温材 4 石綿含有けいそう土保温材 5 石綿含有けい酸カルシウム保温材 6 石綿含有ひる石保温材 7 石綿含有水練り保温材 8 石綿含有耐火被覆材 9 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 10 石綿含有耐火被覆塗材 等	1 石綿含有スレート波板 2 石綿含有スレートボード 3 石綿含有けい酸カルシウム板第一種 4 石綿含有押出成形セメント板 5 石綿含有パルプセメント板 6 石綿含有スラグせっこう板 7 石綿含有サイディング 8 石綿含有住宅屋根用化粧スレート 9 石綿含有ロックウール吸音天井板 10 石綿含有せっこうボード 11 石綿含有セメント円筒 12 石綿含有フリーアクセス 13 石綿含有ビニル床タイル 14 石綿含有仕上塗材 等
使用箇所の例	壁、天井、鉄骨 (防火、耐火、吸音性等確保)	屋根裏、煙突、ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の屈曲部、鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベータ	耐火間仕切り、床材、外装材、屋根材、煙突材、設備配管、設備機器部品

* 建築業労働災害防止協会の「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業レベルとしてレベル1～3を分類しているが、便宜的に主な建材の区分としても使用している。

石綿含有建材の使用例 レベルI(吹付け)



機械室の壁・天井、スラブ下・
折版屋根、階段裏、庇裏

浴室・階段金庫書庫
・集合住宅居室等の天井

出典:中央環境審議会 大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会 平成30年10月18日 資料4

石綿含有建材の使用例 レベル2〔断熱材・保温材・耐火被覆材〕



鉄骨用耐火被覆材



配管用保温材



煙突用断熱材



屋根用折版断熱材

出典:中央環境審議会 大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会 平成30年10月18日 資料4

石綿含有建材の使用例 レベル3

〔レベル1・2以外の
石綿含有建材〕



屋根用スレート



床用タイル



天井用スレート

出典:中央環境審議会 大気・騒音振動部会 石綿飛散防止小委員会 平成30年10月18日 資料4

2 大気汚染防止法の 改正による石綿規制強化

【注意事項】

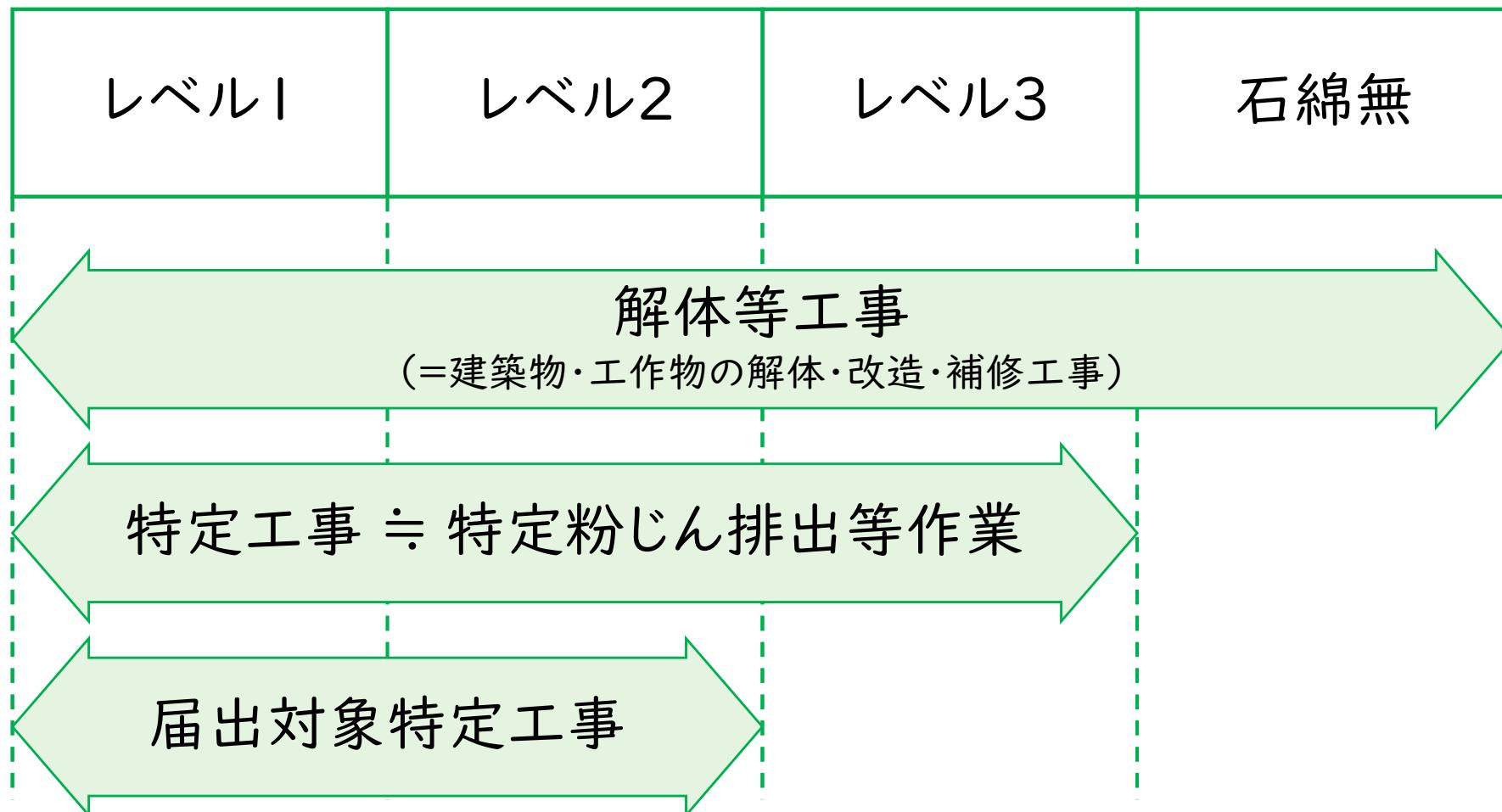
1. 本資料では、大気汚染防止法（環境省）の改正による石綿規制強化の概要を説明します。
2. 記載している新法、新令、新規則の条項番号は、改正法令等が全部施行されるR8.1.1以降のものです。
3. 石綿障害予防規則（厚生労働省）でも、同様の規制強化がなされていますので、併せて御対応ください。

大気汚染防止法の用語の説明(その1)

用語	説明
建築物等	<p>建築物その他の工作物</p> <p>✓ 建築物:建物本体のほか、建物に設ける建築設備(電気、ガス、給排水、換気、冷暖房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突等)等を含む</p> <p>✓ 工作物:道路、橋、堤防等の建造物、排水用トンネル、堤防内の埋管、崖のコンクリート擁壁、電柱及び電線、小学校の遊動円棒、作業用足場 等</p>
解体等工事	建築物等を <u>解体し、改造し、又は補修する</u> 作業を伴う建設工事
特定粉じん	石綿のこと
特定建築材料	吹付け石綿(レベル1) 石綿含有断熱材・保溫材・耐火被覆材(レベル2) その他の石綿含有建材(レベル3)
特定粉じん排出等作業	特定建築材料(レベル1・2・3)が使用されている建築物等を <u>解体し、改造し、又は補修する</u> 作業
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、レベル1・2を含むもの

大気汚染防止法の用語の説明(その2)

「解体等工事」と「特定工事・特定粉じん排出等作業」と
「届出対象特定工事」の関係(イメージ)



改正大気汚染防止法の公布等

年度		国
R2 (2020)	6/5	改正大気汚染防止法(以下「新法」という。)の公布
	10/7	改正大気汚染防止法施行令(以下「新令」という。)の公布 関係告示(以下「新告示」という。)
	10/15	改正大気汚染防止法施行規則(以下「新規則」という。)の公布
	3月	環境省等からマニュアル改訂版の公表
R3 (2021)	4/1	一部施行(R4.4.1施行分、R5.10.1施行分を除く。)
R4 (2022)	4/1	一部施行(事前調査結果の報告)
R5 (2023)	10/1	全部施行(建築物の解体等工事について知識を有する者による 事前調査の実施)

改正大気汚染防止法施行規則等の公布等

年度		国
R5 (2023)	6/ 23	改正大気汚染防止法施行規則(以下「改正規則」という。) 改正調査者告示、改正特定工作物告示の公布
	10/ 1	改正特定工作物告示の一部施行 (特定工作物に「観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。」を追加)
R8 (2026)	1/ 1	全部施行(<u>工作物</u> の解体等工事について知識を有する者による事前調査の実施)

改正（規制強化）の概要

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）の概要（令和2年6月5日公布）

現状・課題

<課題1>

規制対象となっていない吹付け石綿、石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材以外の石綿含有建材（レベル3）の不適切な除去により石綿が飛散

<課題2>

不適切な事前調査による石綿含有建材の見落とし

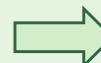
<課題3>

短期間の工事の場合、行政が命令を行う前に工事が終了

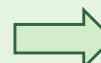
<課題4>

不適切な作業による石綿含有建材の取り残し

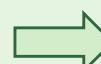
主な規制強化の内容



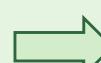
- ✓ 規制対象を全ての石綿含有建材に拡大（レベル1・2 → レベル1・2・3）



- ✓ 事前調査方法の法定化 + 知識を有する者による書面調査+現地調査等
- ✓ 調査に関する記録の作成・保存の義務付け
- ✓ 石綿含有建材の有無に関わらず、事前調査結果の都道府県への報告の義務付け



- ✓ 隔離等をせずにレベル1・2建材の除去作業等を行った場合等の直接罰の創設
- ✓ 下請負人を作業基準遵守義務に追加



- ✓ 作業結果の発注者への報告の義務付け
- ✓ 作業記録の作成・保存の義務付け

改正① 規制対象の拡大

(法第2条第11項、現行令第3条の3 等)

レベル1	レベル2	レベル3	石綿なし
石綿含有吹付け材※1	石綿含有 断熱材・保温材・耐火被覆材	その他の石綿含有建材 (石綿含有仕上塗材)※1 (石綿含有成形板等)※2	

～R3.3.3|

事前調査の実施、現場での調査結果の掲示 等

法令で作業基準※3等の義務付け

法令で届出の義務付け

R3.4.1～

強化

事前調査の実施、現場での調査結果の掲示 等

拡充

法令で作業基準※3等の義務付け

強化

法令で届出の義務付け

レベル3建材も
規制対象に追加

※1 吹付け材のうち、石綿含有仕上塗材の取扱いは、環境省の通知等で明確化

(～R3.3.1まで:吹付け施工=レベル1、吹付け施工以外=レベル3)

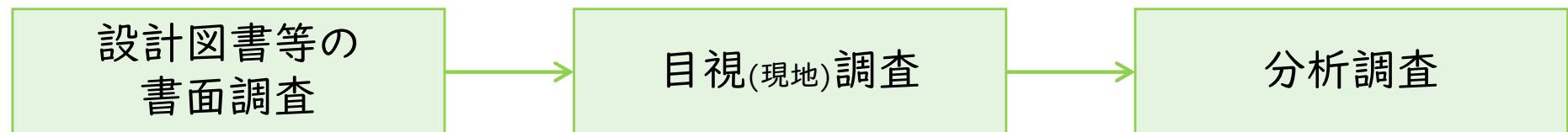
→ 改正後:吹付けパーライト・吹付けバーミキュライト=レベル1、それ以外の石綿含有仕上塗材=レベル3)

※2 「等」には、例えば、石綿含有セメント管、石綿含有押出成形品等、板状ではない石綿含有建材が含まれる旨環境省の通知で明確化

※3 隔離・負圧化、集じん・排気装置の設置、湿潤化、養生 等

改正②-Ⅰ 事前調査方法の法定化

【調査の流れ】



～R3.3.3Ⅰ

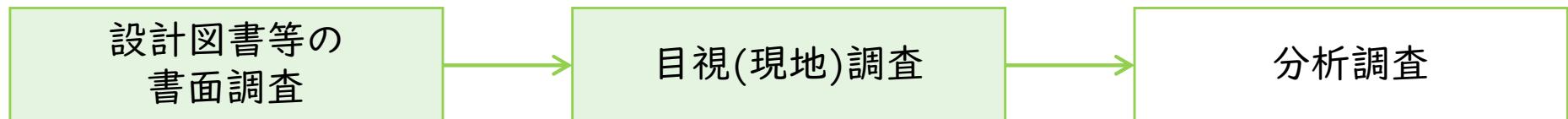
- 元請業者・自主施工者は、工事前のレベル1・2建材の有無の調査の実施
- 具体的な調査方法は環境省マニュアルに記載
- H18.9.1以後に設置の工事に着手した建築物・工作物の場合等は対象外
(現行法第18条の17第1項・第3項、現行規則第16条の5)

R3.4.Ⅰ～

- 拡充**
- 元請業者・自主施工者は、工事前のレベル1・2・3建材の有無の調査の実施
 - 法令で調査方法(書面調査、目視調査、分析調査)の明確化
 - H18.9.1以後に設置の工事に着手した建築物・工作物の場合等も対象(書面調査でH18.9.1以後に設置の工事に着手したことが明らかである場合は、目視調査は不要)
(新法第18条の15第1項・第4項、新規則第16条の5)
- 強化**

改正②-2 知識を有する者による調査の義務付け

【調査の流れ】



～R5.9.30

- 建築物・工作物：一定の知識を有する者※1による調査
(国の通知)

※1 一定の知識を有する者

- 建築物石綿含有建材調査者
- 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者
- 石綿作業主任者技術講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者

【分析調査を行う者】

- 分析調査講習を受講し、修了検査に合格した者等(改正石綿障害予防規則第3条第6項、令和2年厚生労働省告示第277号により、R5.10.1から義務付け)

R5.10.1～

新設

- 建築物：法令により知識を有する者(環境大臣が定める者※2)による調査の義務付け

(新法第18条の15第1項・第4項、新規則第16条の5、令和2年環境省告示第76号)

R8.1.1～

新設

- 工作物：法令により知識を有する者(環境大臣が定める者※2)による調査の義務付け

(改正規則第16条の5、令和5年環境省告示第47号)

※2 環境大臣が定める者

- 建築物石綿含有建材調査者(特定・一般・一戸建て住宅等)
- 工作物石綿事前調査者
- 義務付け前(～R5.9.30)に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

改正③ 発注者への事前調査結果等の書面説明(その1)

～R3.3.31

【書面説明】

- 元請業者は、事前調査結果等について、発注者に書面を交付して説明

【説明時期】

- 説明時期は、次のとおり。
 - レベル1・2建材 : 作業を開始する14日前まで
 - レベル3建材・石綿無 : 工事の開始前まで

R3.4.1～

【書面説明】

- ほぼ同じ(レベル3建材の追加 等)

【説明時期】

- 変更なし

(新法第18条の15第1項、新規則第16条の6・第16条の7)

改正③ 発注者への事前調査結果等の書面説明(その2)

説明事項 ①～⑬(⑥・⑨を除く。)：現行と同じ ⑥・レベル3：R3.4.1～ ⑨：R5.10.1～

説明事項 *「作業」=特定粉じん排出等作業	レベル1・2	レベル3	石綿無
①事前調査の結果	○	○	○
②作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類 並びにその使用箇所及び使用面積	○	○	
③作業の種類	○	○	
④作業の実施の期間	○	○	
⑤作業の方法	○	○	
⑥⑤の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 *改正⑨-2関係	○		
⑦事前調査を終了した年月日	○	○	○
⑧事前調査の方法	○	○	○
⑨事前調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項 *改正②-2関係	○	○	○
⑩作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	○		
⑪作業の工程を明示した特定工事の工程の概要	○	○	
⑫特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
⑬下請負人が作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	○		

改正④ 事前調査結果の記録・保存 等(その1)

～R3.3.31

- ・ 規定なし

R3.4.1～

新設

- ・ 元請業者・自主施工者は、事前調査に関する記録(発注者の氏名、解体等工事の場所、調査終了年月日、調査結果 等)の作成・保存
- ・ 元請業者は、事前調査結果の発注者への書面説明の写し(改正③)の保存
- ・ いずれも解体等工事が終了した日から3年間保存

(新法第18条の15第3項・第4項、新規則第16条の8)

改正④ 事前調査結果の記録・保存 等(その2)

記録事項

①～⑪(⑨・⑫を除く。)：R3.4.1～

⑨・⑫：R5.10.1～ *改正②-2関係

①解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②解体等工事の場所

③解体等工事の名称及び概要

④事前調査を終了した年月日

⑤事前調査の方法

⑥解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（ガスケット又はグランドパッキンがある場合は、その建材を設置した年月日）

⑦解体等工事に係る建築物等の概要

⑧改造・補修工事の場合は、作業の対象となる建築物等の部分

⑨環境大臣が定める者による調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名 *改正②-2関係

⑩分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称

⑪解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（石綿有とみなした場合は、その旨）及びその根拠

⑫⑨を行ったときは、環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し *改正②-2関係

(新法第18条の15第3項・第4項、新規則第16条の8)

改正⑤ 事前調査結果の県への報告(その1)

～R4.3.31

- ・ 規定なし

R4.4.1～

新設

- ・ 元請業者又は自主施工者は、事前調査結果を調査後、遅滞なく都道府県知事への報告を義務付け

(新法第18条の15第6項、新規則第16条の11)

【報告の内容】

- ・ 都道府県で、事前調査が適切に行われたか判断できるよう、事前調査の方法及び結果のほか、建築物等の構造、使用されている建築材料など

改正⑤ 事前調査結果の県への報告(その2)

【報告の対象】

建築物		工作物	
解体	改造・補修	解体・改造・補修	
		特定工作物※	特定工作物※以外
床面積合計 80m ² 以上	床面積合計 80m ² 未満	請負金額 100万円以上	請負金額 100万円未満
↓ 都道府県知事への報告			

(注) 事前調査結果の報告の対象かどうかに関わらず、事前調査の実施が必要
事前調査の結果、石綿(レベル1・2・3建材)がなかった場合も、報告が必要

※ 石綿含有建材が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物
(令和2年環境省告示第77号、令和5年環境省告示第48号)

- ①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)、⑤焼却設備、⑥煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)、⑦貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。)、⑧発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備(ケーブルを含む。)、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)

改正⑤ 事前調査結果の県への報告(その3)

【報告の方法】

- ・ 大気汚染防止法(環境省)による都道府県への報告に加え、石綿障害予防規則(厚生労働省)でも、労働基準監督署への報告が義務付け

石綿事前調査結果報告システム



- ・ 原則として、「石綿事前調査結果報告システム」から報告
- ・ パソコン、スマートフォン、タブレットで利用可能
- ・ 県 + 労働基準監督署へまとめて報告可能

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

GビズID



石綿事前調査結果報告システムの利用にあたっては、
「GビズID」への登録が必要となります。
こちらから、登録してください。

<https://gbiz-id.go.jp>

改正⑥ 下請負人への説明

～R3.3.3)

- ・ 規定なし

R3.4.1～

新設

- ・ 特定工事の元請業者又は下請負人は、特定工事の全部又は一部を他の者に請け負わせるときは、特定粉じん排出等作業の方法等の説明

(新法第18条の16第3項、新規則第16条の12)

【説明事項】

- ・ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定粉じん排出等作業の種類
- ・ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ・ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

改正⑦ 発注者による作業実施届出(その1)

～R3.3.31

- ・ 発注者・自主施工者は、作業開始の14日前までに特定粉じん排出等作業(レベル1・2)の実施の届出
(現行法第18条の15、現行規則第10条の4・第13条第1項・第4項)

↓
R3.4.1～

- ・ 届出対象(レベル1・2建材)変更なし *届出事項の追加等あり
(新法第18条の17、新令第10条の2、新規則第10条の4・第13条第1項・第4項)

改正⑦ 発注者による作業実施届出(その2)

届出事項 ①～⑭：現行と原則同じ。(様式変更あり)

⑦：R3.4.1～ *改正⑨-2関係

【届出事項】 *「作業」=特定粉じん排出等作業

①当該届出対象特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②当該届出対象特定工事の場所

③当該作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料(レベル1・2)の種類並びにその使用箇所及び使用面積

④作業の種類

⑤作業の実施の期間

⑥作業の方法

⑦作業の方法が第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由

【添付書類】 *⑧～⑫法定、⑬・⑭佐賀県で添付をお願いしているもの

⑧作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

⑨作業の工程を明示した特定工事の工程の概要

⑩特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

⑪下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

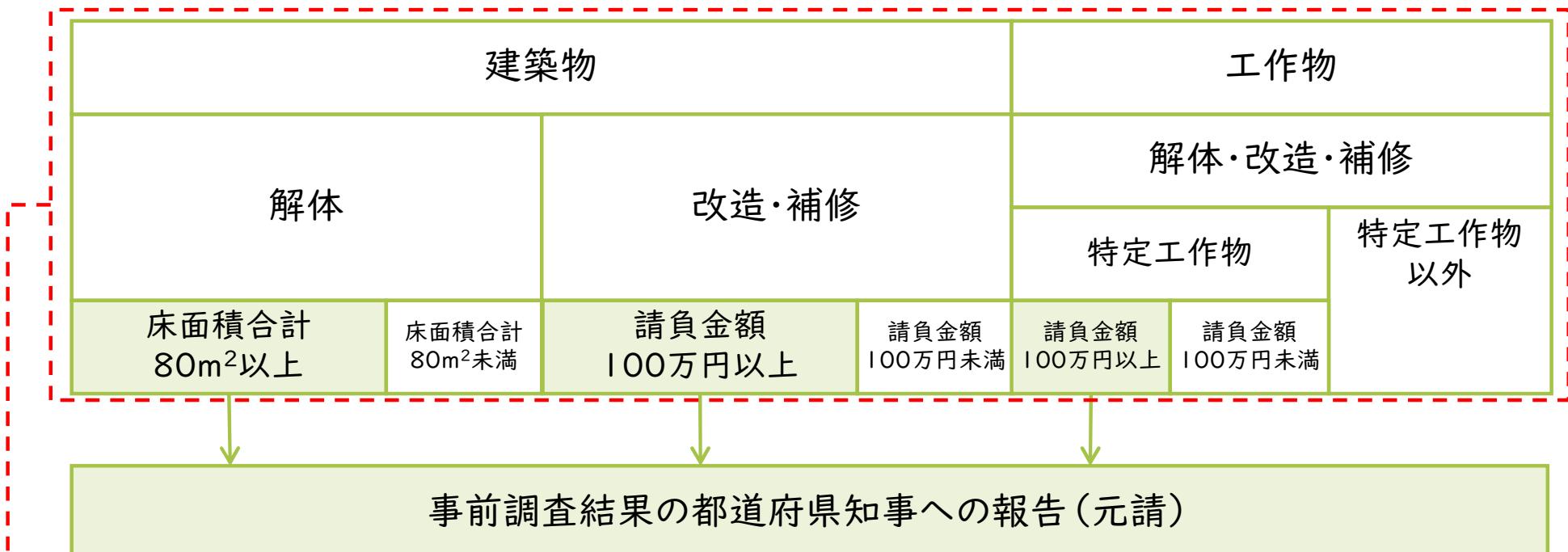
⑫作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図

⑬事前調査書面(発注者へ説明した書面)の写し又は石綿使用調査票

⑭石綿使用面積の計算書(計算の根拠がわかるもの)

改正⑦ 発注者による作業実施届出(その3)

【特定粉じん排出等作業の実施の届出(レベル1・2)と
事前調査結果の報告(改正⑤)との関係】



レベル1・2建材がある場合、特定粉じん排出等作業の実施の届出(発注者)

(注) 事前調査結果の報告の対象かどうかに関わらず(=床面積合計、請負金額等に関わらず)、レベル1・2建材がある場合は、届出が必要

改正⑧ 現場への調査結果の据え置き・掲示(その1)

～R3.3.3)

【現場への事前調査結果の記録の据え置き】

- ・ 規定なし

【現場での掲示】

- ・ 法令で定める事項の掲示 → 次ページ参照

(現行法第18条の14・第18条の17第4項、現行規則第16条の4第1号・第16条の9・第16条の10)

↓
R3.4.1～

【現場への事前調査結果の据え置き】

新設

- ・ 改正④で作成した記録を現場に据え置き

【現場での掲示】

- ・ 法令で定める事項の掲示(現行規定とほぼ同様) → 次ページ参照
- ・ 掲示板の大きさは、A3サイズ以上

新設

(新法第18条の14・第18条の15第5項、新規則第16条の4第二号・第16条の9・第16条の10)

改正⑧ 現場への調査結果の据え置き・掲示(その2)

掲示事項 ①～⑩：現行とほぼ同様(現行の「調査を行った者」は、現場に据え置く調査結果記録で対応)
レベル3：R3.4.1～

掲示事項		レベル1・2	レベル3	石綿無
解体等工事	①事前調査結果	○	○	○
	②元請業者・自主施工者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	○	○
	③事前調査を終了した年月日	○	○	○
	④事前調査の方法	○	○	○
特定工事	⑤特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類	○	○	
	⑥発注者の氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名	○	○	
	⑦特定粉じん排出等作業の実施の届出年月日、届出先	○		
	⑧元請業者・自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○	○	
	⑨特定粉じん排出等作業の実施の期間	○	○	
	⑩特定粉じん排出等作業の方法	○	○	

(新法第18条の14・第18条の15第5項、新規則第16条の4第二号・第16条の10)

改正⑨-1 作業基準(その1:全体概要)

～R3.3.31

- ① 揭示 → 改正⑧参照
- ② 解体・改造・補修の種類、レベル1・2の種類等ごとの作業方法の基準

R3.4.1～

- 新設** ① 元請業者・自主施工者は、作業計画の作成、作業計画に基づく作業の実施
- 拡充** ② 揭示 → 改正⑧参照 *レベル3の追加
- 新設** ③ 元請業者、自主施工者又は下請負人は、作業の実施状況の記録・保存
- 新設** ④ 元請業者は、下請負人の作業記録により作業計画どおりかの確認
- 新設** ⑤ 元請業者・自主施工者は、レベル1・2・3の除去等の完了後、知識を有する者（建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者 等）による完了確認
- 拡充・強化** ⑥ 解体・改造・補修の種類、レベル1・2・3の種類等ごとの作業方法の基準の遵守

(新法第18条の14、新規則第16条の4)

①作業計画、⑥作業方法の基準の概要 (p.36～p.40)

改正⑨-Ⅰ 作業基準(その2:①作業計画)

～R3.3.3Ⅰ

- ・ 規定なし

R3.4.Ⅰ～ ※レベルⅠ・2・3の工事で作成し、計画に基づき作業実施

新設

【作業計画で定める事項】 *「作業」=特定粉じん排出等作業

- ・ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 特定工事の場所
- ・ 作業の種類
- ・ 作業の実施の期間
- ・ 作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ・ 作業の方法
- ・ 作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・ 作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・ 下請負人が作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

(新規則第16条の4第一号)

改正⑨-1 作業基準(その3:⑥作業方法の基準)

	作業の種類	建材の種類等	作業方法の基準の改正(R3.4.1~)の概要
一	解体	レベル1・2の除去作業(ニ、五を除く。)	<p>強化 → p.38</p> <ul style="list-style-type: none"> 負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度の増 隔離を解く前の清掃の実施の明確化、大気中への排出・飛散のおそれがないことの確認の追加
二	〃	レベル2のかき落とし、切断又は破碎以外の方法での除去作業(五を除く。)	<p>強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 養生を解く前の清掃の実施の明確化
三	解体・改造・補修	レベル3(石綿含有仕上塗材のみ)の除去作業(五を除く。)	新設 → p.39
四	〃	レベル3(石綿含有仕上塗材以外)の除去作業(一~三、五を除く。)	新設 → p.40
五	解体	レベル1・2・3であって危険建築物・工作物での作業	(レベル3も対象に追加。内容の改正なし)
六	改造・補修	レベル1・2の除去、囲い込み・封じ込め	<ul style="list-style-type: none"> 除去 → 一・ニと同じ 囲い込み・封じ込め → 一と同じ

改正⑨-Ⅰ 作業基準(その3:⑥作業方法の基準)

解体におけるレベル1・2の除去
(改造・改修におけるレベル1・2の除去も同じ)

R3.4.1～下線部追加

- イ 除去を行う作業場の隔離、作業場の出入口に前室の設置
- ロ 作業場・前室の負圧、作業場の排気にHEPAフィルタ付き集じん・排気装置を使用
- ハ 初めて除去を行う日の除去開始前に集じん・排気装置の正常稼働の確認(異常があれば補修等)
- 強化** ニ 除去を行う日の除去開始前及び中断時に、負圧確認
- ホ 除去するレベル1・2の薬液等による湿潤化
- 強化** ヘ 初めて除去を行う日の除去開始後、除去を行う日の除去開始後に集じん・排気装置の場所を変更した場合、集じん・排気装置のフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、集じん・排気装置の排気口において粉じん測定器による集じん・排気装置の正常稼働の確認(異常があれば補修等)
- 強化** ド 除去後、隔離を解く前に、飛散抑制の薬液等の散布、作業場内の特定粉じんを清掃その他特定粉じんの処理をした上で、大気中への排出・飛散のおそれがないことの確認

改正⑨-Ⅰ 作業基準(その3:⑥作業方法の基準)

レベル3のうち、石綿含有仕上塗材

～R3.3.3Ⅰ

- 吹付け工法によるもの → レベルⅠと同じ作業基準の遵守(法規制)
- 吹付け工法以外によるもの → レベル3として飛散防止措置(法規制なし)

R3.4.Ⅰ～

新設

- 吹付け工法の違いに関わらず作業基準の遵守(法規制)

イ 薬液等による湿潤化(口の規定により除去する場合を除く。)

ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて除去するときは、次に掲げる措置の実施

- 除去を行う部分の周辺を事前に養生(作業場所をプラスチックシート等で囲うことを指し、負圧管理までは不要)
- 薬液等により湿潤化※

ハ 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃。養生を行ったときは、当該養生を解く前に、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理。

(新規別表第7の三の項)

※ 除じん性能を有する電動工具の使用は湿潤化と同等以上の措置として取り扱える

改正⑨-Ⅰ 作業基準(その3:⑥作業方法の基準)

レベル3のうち、石綿含有仕上塗材以外(石綿含有成形板等)

～R3.3.3Ⅰ

- 飛散防止措置(法規制なし)

R3.4.Ⅰ～

新設

- 作業基準の遵守(法規制)

イ 切断、破碎等することなくそのまま取り外し

ロ イの方法が技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、薬液等により湿潤化※(ハに規定するものを除く。)

ハ 石綿含有けい酸カルシウム板第一種にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置の実施

- 除去を行う部分の周辺を事前に養生(作業場所をプラスチックシート等で囲うことを指し、負圧管理までは不要)
- 薬液等により湿潤化※

ニ 除去後、作業場内の特定粉じんを清掃。養生を行ったときは、当該養生を解く前に、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理。

(新規別表第7の四の項)

※ 除じん性能を有する電動工具の使用は湿潤化と同等以上の措置として取り扱える

改正⑨-2 レベル1・2の除去等の方法の遵守(その1)

～R3.3.31

- ↓
 - ・ 作業基準の遵守(法規制)

R3.4.1～

新設

- ・ レベル1・2の工事では、次のいずれかの方法で実施。ただし、建築物・工作物が倒壊するおそれがあるときその他技術上著しく困難な場合は、この限りでない。

一 除去

- イ かき落とし、切断又は破碎等することなくそのまま取り外す方法
- ロ 除去を行う場所を隔離し、HEPAフィルタ付き集じん・排気装置を使用
- ハ ロに準ずる方法(グローブバッグ工法など)

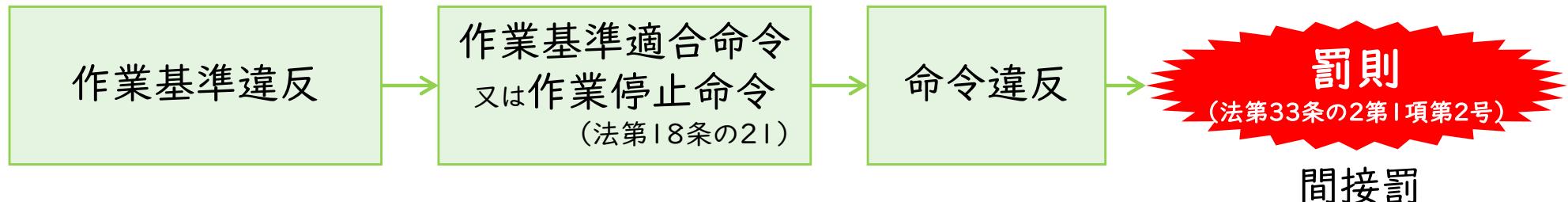
二 飛散防止の処理(改造・補修の場合のみ)

- ・ 被覆・固着する方法 → 囲い込み又は封じ込め(板状の物等で覆って密閉すること、薬液等の散布により表面を固化すること等。)
＊ ただし、次の場合は、隔離し、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること
 - ・ レベル1の封じ込め
 - ・ レベル1の囲い込み又はレベル2の囲い込み・封じ込め(これらレベル1・2建材の切断、破碎等を伴うものに限る。)

改正⑨-2 レベル1・2の除去等の方法の遵守(その2)

作業基準とレベル1・2の除去等の方法との違い

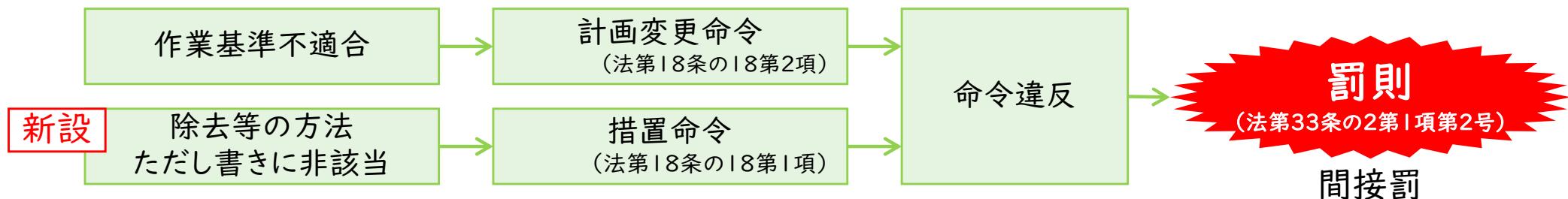
<工事中:レベル1・2・3>



<工事中:レベル1・2>



<届出時(レベル1・2)>



改正⑩ 作業の結果の報告・記録・保存(その1)

～R3.3.31

- 規定なし

R3.4.1～

新設

- 元請業者は、作業が完了したときは、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告、その書面の保存
- 元請業者は、作業の記録を作成・保存
- いずれも工事が終了した日から3年間保存

(新法第18条の23、新規則第16条の16・第16条の17)

改正⑩ 作業の結果の報告・記録・保存(その2)

新設

発注者への書面による完了報告事項

- ①特定粉じん排出等作業が完了した年月日
- ②特定粉じん排出等作業の実施状況の概要
- ③レベル1・2・3の除去等の完了確認を行った者の氏名、確認者が知識を有する者に該当することを明らかにする事項 *改正⑨-1関係

(新法第18条の23、新規則第16条の16)

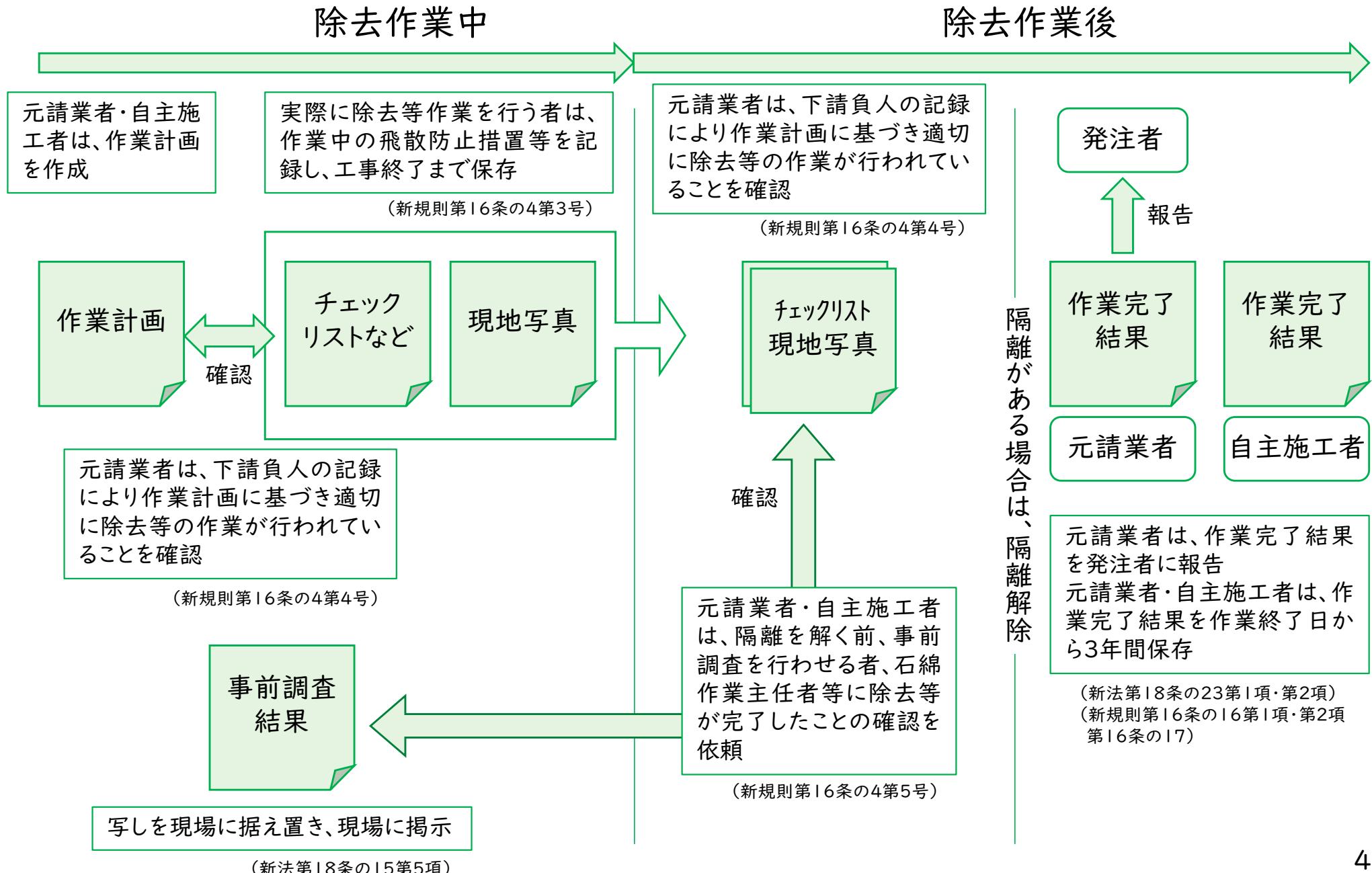
新設

作業の記録

- ①特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ②下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ③特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ④特定工事の場所
- ⑤特定粉じん排出等作業の種類
- ⑥特定粉じん排出等作業を実施した期間
- ⑦レベル1・2・3の除去等の完了確認を行った年月日と確認結果、確認者の氏名 *改正⑨-1関係
- ⑧作業中の負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常の確認 等 *改正⑨-1関係

(新法第18条の23、新規則第16条の16・第16条の17) 44

(参考)改正⑩ 除去作業が適切に終了したことの確認のイメージ



3 石綿障害予防規則の改正 による石綿規制強化

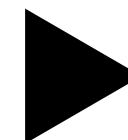
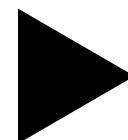
建物・工作物の一生とアスベストの法規制

①建築基準法で
石綿使用制限

建設時

②労働安全衛生法／石綿障害予防規則で
労働者の石綿ばく露防止

使用時



改造・補修時

解体時

- ②労働安全衛生法／石綿障害予防規則で作業者の石綿ばく露防止
- ③大気汚染防止法で周辺環境への石綿飛散防止
- ④建設リサイクル法で石綿等の建材付着物の確認・事前除去、分別解体等
- ⑤廃棄物処理法で廃棄物の適正処理

②と③が改正され、R3.4.1から段階的に規制が強化

石綿障害予防規則の改正のポイント

建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において 提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント

現行		改正案 <small>※下線部分が改正内容</small>					
レベル1 石綿含有吹付け材 <small>計画届 ※十四日前</small>		事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検 等	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の報告（一定規模以上の工事^{※1}が対象） （ レベル2も計画届 ） ※十四日前	事前調査 <u>※調査方法を明確化</u> <u>資格者による調査</u> <u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u> 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、 <u>変更時</u> 点検 作業開始前、 <u>中断時</u> の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認 等
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 <small>作業届 ※工事開始前</small>				レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材			
レベル3 スレート、Pタイル、 けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 <small>R2.10~</small>				けい酸カルシウム板1種^{※2}（破碎時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材		隔離 <u>※負圧は不要</u> <small>R2.10~ けい酸カルシウム板第一種に限る</small>	

※ 1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事

※ 2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・石綿が含有されるとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔離をする作業に係る措置の強化

- ・隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）をする作業に係る措置の新設

- ・けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

4 参考

厚労省・環境省のマニュアル、県の手引

厚労省・環境省のマニュアル



建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止
石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

県の手引



解体等工事に係る石綿(アスベスト)飛散防止対策の手引
～大気汚染防止法の留意事項～

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00347880/index.html>

石綿関係講習情報その1

建築物石綿含有建材調査者講習 *改正②-2関係
工作物事前調査者講習



厚生労働省のwebサイトに、
講習実施機関が掲載されていますので、
こちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/other/pamph/index_00002.html

石綿関係講習情報その3

建築物石綿含有建材調査者講習 *改正②-2関係



建設業労働災害防止協会 佐賀支部の
webサイトをご確認ください。

<http://www.kensaibou-saga.jp/>

石綿作業主任者技能講習 *改正⑨-1関係



(一社)佐賀県労働基準協会の
webサイトをご確認ください。

<http://www.saga-roukikyo.org/>

問合せ先

- 佐賀県有明海再生・環境課 生活環境担当 :0952-25-7774
- 佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課 :0952-30-1907
- 鳥栖保健福祉事務所 環境保全課 :0942-83-6820
- 唐津保健福祉事務所 環境保全課 :0955-73-1179
- 伊万里保健福祉事務所 環境保全課 :0955-23-5188
- 杓藤保健福祉事務所 環境保全課 :0954-23-3506

* 届出の提出・相談については、
各地域を管轄している保健福祉事務所にお願いします。